

## 加西市地域づくりアドバイザー会議設置要綱

### (設置)

第1条 持続可能な地域づくりの推進に向け、自治会及び地域運営組織であるふるさと創造会議の役割、組織運営や活動のあり方について検討するとともに、市の地域づくりに係る推進方策の検討や意見交換を行うため、加西市地域づくりアドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 アドバイザー会議は、次に掲げる事項について検討及び意見交換を行う。

- (1) 自治会及びふるさと創造会議の役割、組織運営及び活動全般に関すること。
- (2) 市の地域づくりに係る推進方策に関すること。
- (3) その他地域づくりに関すること。

### (組織)

第3条 アドバイザー会議は、委員20人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 兵庫県地域再生アドバイザーとして登録のある者
- (3) 行政等関係者
- (4) 地域住民、地域づくり団体、NPO、事業者
- (5) その他市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から令和4年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 アドバイザー会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、アドバイザー会議を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 アドバイザー会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、最初にかかれる会議は市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(報償)

第7条 委員が第2条に定める事務に従事したときは、予算の範囲内において報償金を支払う。ただし、公務で会議に出席した公務員又はそれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。

(庶務)

第8条 アドバイザー会議に関する庶務は、ふるさと創造部ふるさと創造課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー会議に関し必要な事項は、委員長がアドバイザー会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年11月10日から施行する。